

平成13年度第1回狭山市特別職報酬等審議会 会議録

開催日時 平成13年7月25日(水)
午後1時30分から午後3時20分まで

開催場所 市役所 4階庁議室

出席者 小高誠太郎会長、 笹井道子会長職務代理、
安藤増美委員、 市川俊一委員、 内海誠仁委員、 小高弘安委員
桂 義幸委員、 荘司八恵子委員、 藤塚忠光委員、 古本裕二委員

欠席者 無し

市側出席者 企画総務部長、職員課長、(事務局)職員課給与担当

(説明員) 職員課長、

傍聴者数 0名

議 題

狭山市議会議員の報酬並びに市長、助役及び収入役の給与の改定の必要性の有無
について

決定事項

当審議会は、本日各委員より出された意見を基に答申案をまとめ各委員
検討のうえ最終答申を決定することとする。

審議経過

委嘱状交付の後、条例の定めるところにより、委員の互選により小高誠太郎氏を会長に選出する。

また、条例の定めるところにより、会長職務代理者については会長が指定することとされており、会長の指名により笹井道子氏が会長職務代理者に指定された。

助役より諮問書が手交された後、実質審議が開始された。

会 長 狭山市審議会等の会議の公開に関する指針に基づき、審議会の会議を公開にするのか、非公開にするのか、委員に諮る。

委 員 異議なし。（全委員とも、公開に関し異議はなかった。）

会 長 委員からの異議がないので、本日の会議を公開とする旨決定した。

事務局 資料の説明を行う。

会 長 資料説明に対する質疑を促す。

委 員 狭山市の場合、平成9年度に報酬改定がなされているが、このときは議員及び3役ともに改定を行ったのか

説明者 平成9年度においては、議員及び3役双方を引き上げている。特別職平均で3.24%の引上げであった。（資料22ページ）

委 員 資料14ページ以降の特別職の年収比較における説明のなかで、対前年比で3ポイントアップというような表現があったが、どのような意味か

説明者 対前年の年収順位に対する今年度の年収順位の比較において、順位がどのくらい上昇したかを表現したものである。順位が昨年より3つ上がったので3ポイント上昇したと表現したものである。

会 長 他に資料説明に対する質疑がないため、諮問内容に対する質疑を促す。

委 員 このまま据え置くべきと捉えている。

当市の予算のうえで、本来推進しなければならない中・長期推進計画の項目に対し、13年度予算が削減されている状況があり、収入も今後落ち込むと予想されており、これらの状況は、特別職の報酬を据え置くべき要素と考えられる。

委 員 近隣市の比較状況においても、実態的に変化はなく、財政事情とも含めた比較衡量のうえからみても、据え置きが妥当と思われる。

委 員 中小企業の代表取締役の報酬が、引き下げられている状況において、据え置きがやむを得ないところではないか

委 員 財政状況が良くない中、据え置きが妥当と考える。

委 員 昨年据置きとの判断をしており、心情的には引上げられる財政状況であるのなら、引上げてあげたいという気持ちはあるが、一般職のボーナスが引下げられ、それにならぬ特別職のボーナスも引下げられている状況と近隣との比較状況や財政事情を考慮すると据置きが妥当。

埼玉県などは、逆に25%ほど特別職などの給料などを減らしており、県や民間が引下げという状況下にある今は、引上げる時期ではない。

委 員 一般職の給与は、生活給的性格が強く、特別職の給与については職務給的性格が強いとされ、平成9年から据置きというのは厳しいと思うが、財政状況も公債費が増えている状況があり、税収入も今後期待できないなか、報酬を引き上げるといった状況とは考えられない。良くて据置きと思われる。

委 員 毎年、報酬審議会を開催しようというのは、据置きのままであり、経済が良くなれば報酬を引き上げられるだろうという期待があると思われる。そういうことからいうと経済が良くならない現状で期待に応えられないのは残念と思う。

委員 据置き期間というのは、現在の状況がこのまま続いた場合、ずっと据置くべきなのかどうか、その辺がわかりかねるところがある。

平成9年狭山市が改定した以後に報酬改定を実施した市は、どの程度据え置かれた後に改定に踏み切っているのか

事務局 改定までの期間が3年以上4年未満の市、富士見、草加、志木、朝霞、4年以上6年未満の市、三郷、越谷、6年以上の市、新座、八潮、

委員 今説明のあった平成9年以降改定を実施した市の経常収支比率の状況を資料の「経常収支比率の県内各市の状況」でみると、狭山市より経常収支比率が悪いのは、新座市のみである。その新座市の据置き期間が6年であり、狭山市より経常収支比率の良い八潮や三郷、越谷などでさえ据置き期間を長くしていることから、改定実施した市においても、かなり厳しい状態で答申に臨んでいるものと思われる。

委員 報酬決定のベースがわかりにくいいため、現状では他市との比較など比較衡量的判断をするしかない。

報酬決定のベースとして、財政状況の改善ということ要素として考えることも一案と思う。例えば、経常収支比率を何ポイント改善したら報酬の引き上げ基準とするといった、データに基づく改定要素を取り入れるということも今後考える必要があると思う。

経常収支比率を改善することは、収入を増やすということだけでなく、ムダな経費を削減するということでもあり、民間ではムダな経費の削減により経常収支比率が改善されると報奨金が支給されたりする。「やったら、その分もらえる」という考えを特別職の報酬改定の基準にも検討することもよいのではないかと思う。

会長 意見が出尽くしたため、他に意見がなければ、本日の意見をまとめ、答申案を作成し、各委員検討のうえ最終答申を決定することとしてよいか委員へ確認

委員 異議ない旨了承

以上各委員より意見が出された。

会議資料

資料「狭山市特別職報酬等審議会」

- 資料内容（１）地方公務員の報酬・給与制度の概要
- （２）社会経済状況に関する資料
- （３）狭山市の財政状況
- （４）県内各市の報酬額等の比較資料
- （５）狭山市の特別職及び一般職の報酬・給与の改定状況